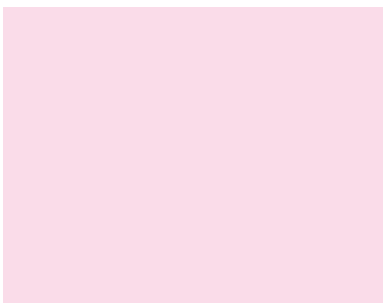
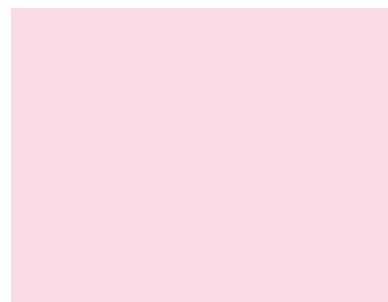
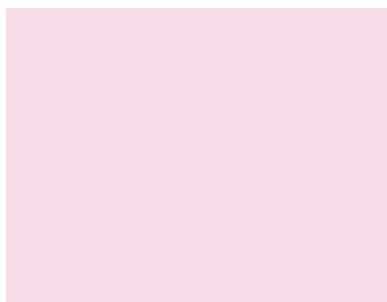
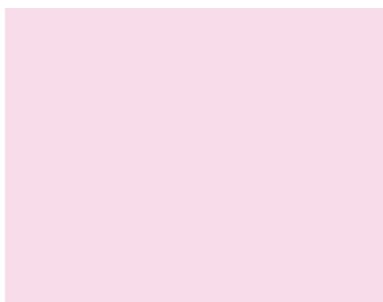

「町並み保存地区」のあらまし ～四間道町並み保存地区～



～「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けて～

名古屋市

町並み保存地区について

◆ 町並み保存地区とは

名古屋市中、市内に残された貴重な歴史的な町並みを保存するため、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・榑木」、「四間道」、「中小田井」の4地区を「町並み保存地区」に指定しています。

◆ 伝統的建造物の指定

保存地区内において、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、歴史的な町並みを構成する重要な要素として重点的に保存・修理を図っています。

◆ 修理基準・修景基準

各地区ごとに、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めています。修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めています。

◆ 建築行為等の届出を行ってください

保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。

◆ 町並み保存事業補助金について

保存地区内において、修理基準や修景基準にしたがって、建造物の修理や修景を行う場合、必要な経費の一部について、予算の範囲内において助成を行っています。
＊手続等に時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。

◆ 伝統的建造物の保存・活用に関する相談について

伝統的建造物に指定された建造物については、修理や利活用に関して、現地において専門家による無料相談を受けることができます。（「なごや歴まちびと」派遣制度）



歴まちくん

なかおたい
○中小田井地区（西区） 約 2.8 ヘクタール

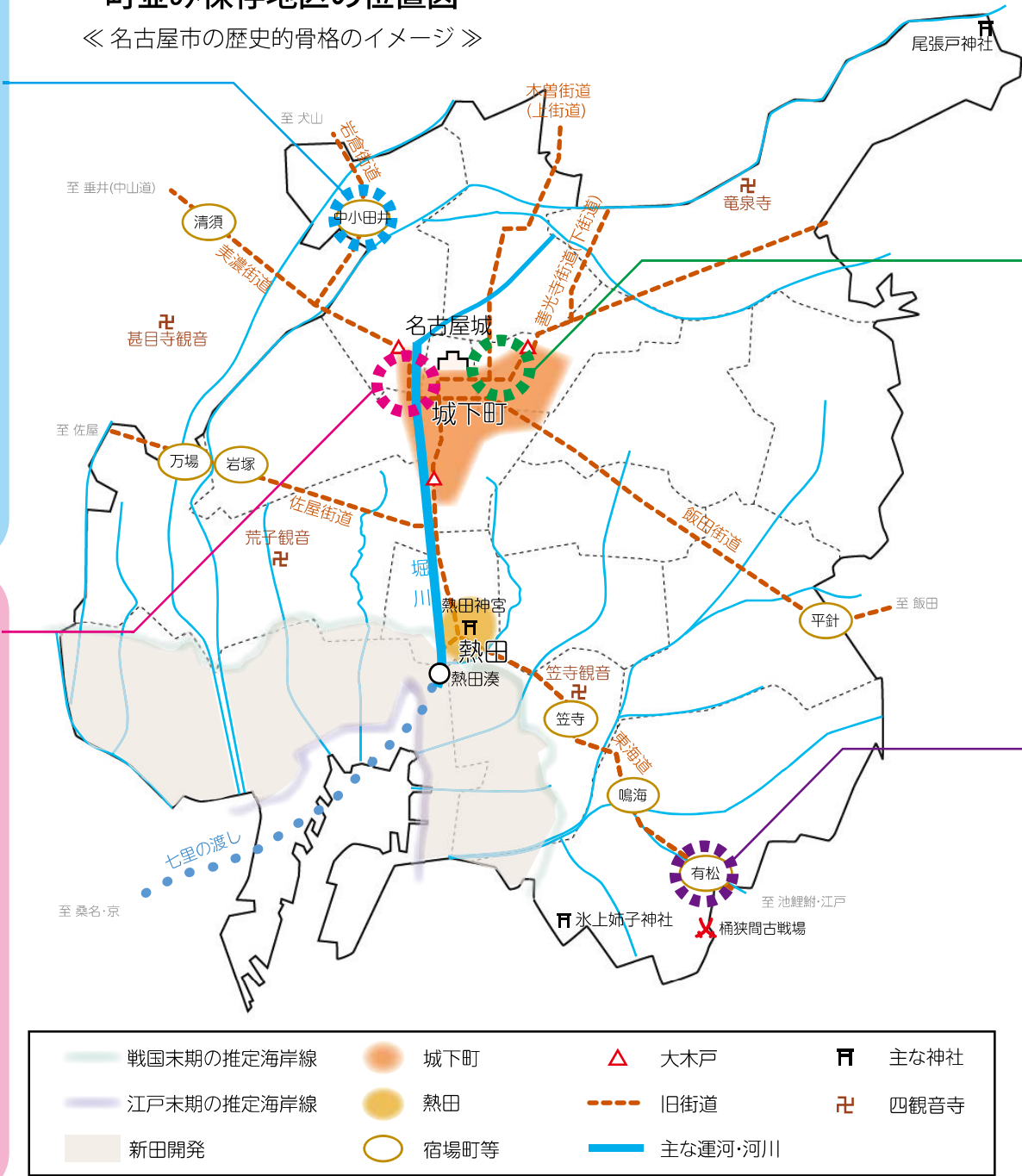


中小田井地区は岩倉やその周辺から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道として賑わった岩倉街道沿いに形成されたまちです。現在も町家や土蔵が多く残っており、街道の歴史を身近に感じることができます。

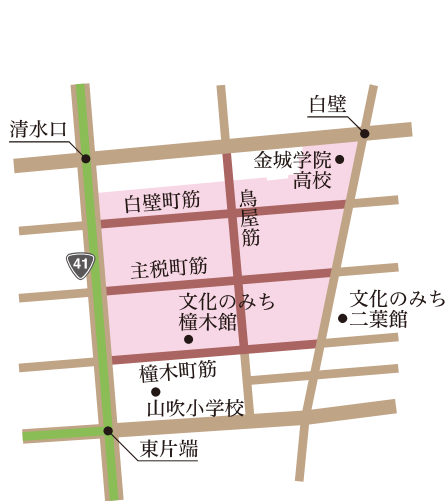


町並み保存地区の位置図

《 名古屋市の歴史的骨格のイメージ 》



しらかべ ちから しゅもく
○白壁・主税・榑木地区（東区） 約 14.3 ヘクタール



白壁・主税・榑木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割りを良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ美しい町並みを形成しています。

しけみち
○四間道地区（西区） 約 2.8 ヘクタール



四間道地区は慶長15年(1610)に始まった清須越しにともなうてつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残しています。



ありまつ
○有松地区（緑区） 約 19.5 ヘクタール



有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した東海道沿いのまちです。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持った商家が現在も街道沿いに軒を連ね、近世の町並みを今に伝えています。

四間道の町並みについて

◆ まちの成り立ち

四間道界限は、慶長 15 年（1610）の名古屋城築城とほぼ同時期に開削された堀川の舟運を利用する商人の活動とともに発展したまちです。四間道は、城下町成立時には、城下町（堀川沿いの商人地）とその西側の農村地の境界をなしていた道でしたが、四間道以西の農村地も、江戸時代を通して徐々に開発され、城下町に続く町の姿を整えていきました。なお、「四間道」という名前の由来は諸説ありますが、元禄 13 年（1700）の大火後に、この道が4間（約 7m）に整備されたからともいわれています。



中橋裏浅間社（尾張名所図会より）



尾府名古屋図（1710～1715 頃）

◆ 町並みの特徴

戦災の被害が比較的少なかった四間道界限には、城下町の商人地であったことを示す土蔵や伝統的な建造物が現在も多く残っています。

大船町通沿いには、かつては通りの東側に土蔵、西側に町家が建ち並んでいました。これらは、堀川の水運を利用した商業活動に使われた土蔵や商人の居住地で、敷地・建物とも広大なものでした。

四間道沿いには、通りの東側に一段高くなった高さ 1m 程度の石垣が築かれ、その上に現在も多数の土蔵が建ち並んでいます。黒の本瓦、白漆喰の壁、石垣が連続し、四間道地区の代表的な景観となっています。

また、四間道よりも西側の地域には、2～3m の路地の両側に平家建、中 2 階、2 階建の長屋が建ち並んでおり、都心では珍しい下町情緒が残っています。狭い道と住居によって形成された「路地空間」は、この地区の歴史的特質を示すもので、子守地藏尊や屋根神さまが祀られています。



大船町通沿いの土蔵、町家



四間道沿いの土蔵群



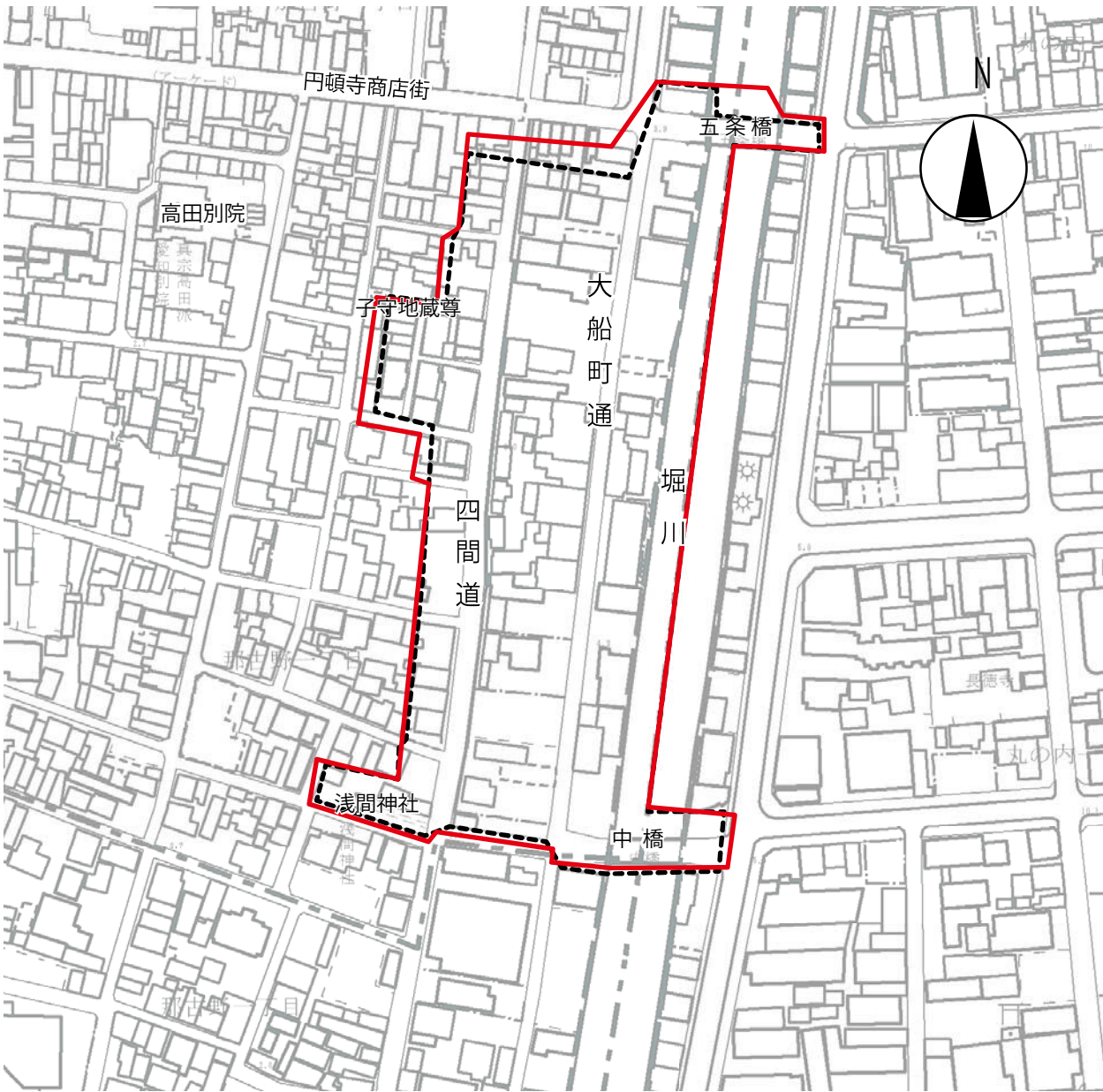
路地と子守地藏尊

◆ 保存地区の区域について

四間道及び大船町通周辺の約 2.8ha を「四間道町並み保存地区」に指定しています。

また、町並み保存地区の区域と重複して、良好な景観の形成をすすめるため、「四間道都市景観形成地区」を別途指定しています。

（町並み保存地区とは別途の協議・届出が必要です）



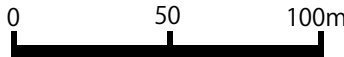
四間道町並み保存地区

四間道都市景観形成地区

0

50

100m

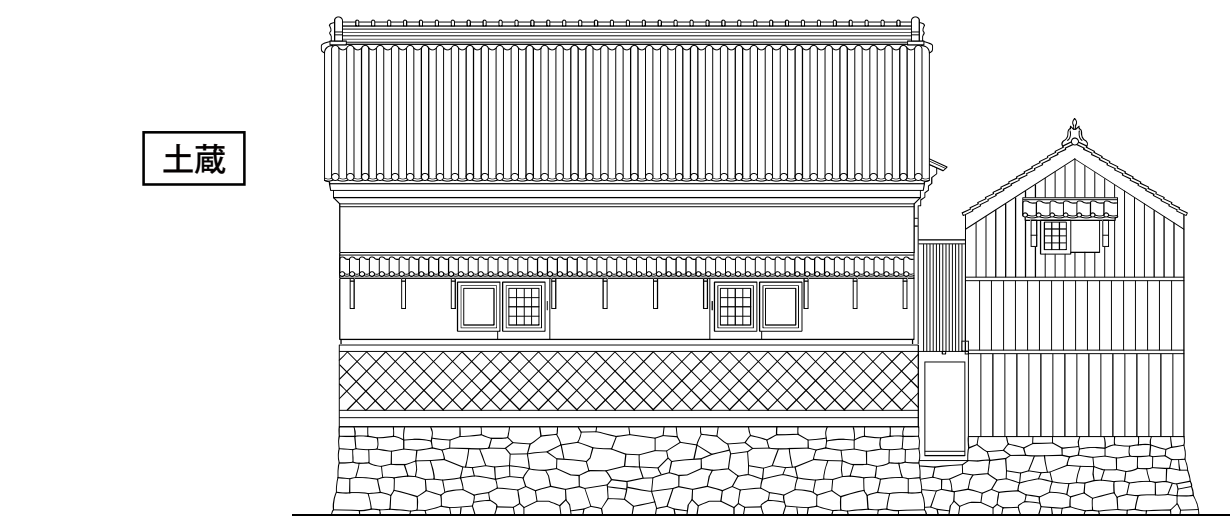


修理・修景基準について

伝統的建造物の修理基準

主屋

構造	・木造真壁造り	1階 壁面	壁	・真壁	
階数	・中2階建、2階建		腰	・原則として下見板貼り、堅羽目板貼りとする。なまこ壁も可	
屋根	形式		・切妻平入り	窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとし、原則として木製格子をつける。
	勾配		・周囲の建物に合わせる。	出入口	・原則として木製格子戸とする。
	材料		・いぶし日本瓦葺	その他	樋
軒裏	・野地板・桤あrawし、塗籠も可	木部	・外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。		
庇	形式	・半間の差し掛けを設け、瓦葺とする。	広告物		・伝統的建造物にふさわしいものとする。
	庇裏	・野地板・桤あrawし、塗籠も可	設備機器		・通路等から通常望見できる部分に露出しないようにする。
2階 壁面	壁	・真壁、塗籠も可	他		・その他各部、伝統的建造物にふさわしい意匠・形態にする。
	窓	・木製の格子 ・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。			



構造		・土蔵造り
屋根	形式	・切妻平入り又は妻入り
	材料	・いぶし日本瓦葺
壁面	壁	・白しっくい、黒しっくい、板貼り
	腰	・板貼り、なまこ壁
	基礎	・石積み又は石貼り
	開口部	・瓦葺の庇付とする。

伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

基本方針	・現在の低層の居住環境の保全と大船町通、四間道通に代表される近世城下町の町割を可能な限り保全する。 ・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。 ・原則として、建物外観は、前面に庇のついた伝統的な町家の様式にする。 ・四間道東側については、可能な限り、土蔵造りの様式にする。
建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
敷地面積	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として2階建て以下とする。

屋根

- ・原則として、切妻・平入りの勾配屋根とし、屋根・庇ともいぶし日本瓦葺とする。
- ・町家の形態がとれない場合でも、原則として、色彩は黒又はねずみ色とし、勾配屋根にする。

壁面

- ・周囲と不調和な色彩、過度の装飾は避ける。
- ・色彩は白・黒・茶を基調とする。

開口部

- ・建具は木製又は濃い茶色のサッシとする。
- ・原則として、窓には本格子をつける。

建築設備	・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築設備は道路等から見えないように配慮する。(防災設備は除く)
塀・柵	・ブロック塀・コンクリート塀・フェンス等、不調和な塀・柵を避け、伝統的な形式にならった和風の屋根付のものとする。
擁壁・石垣	・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。(やむを得ず設ける場合は、石積み・石貼り又は植栽で表面をおおうこととする。)・四間道の石垣の連続性を保つ。
広告物等	・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・2階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
駐車場	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。(やむを得ず設ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように修景を行う。)
車庫	・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。(やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。シャッターケースは、道路等から見えないようにする。)

土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更は行わないようにする。
樹木の伐採・植栽	・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。 (やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。)
未利用地	・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的な塀を設けて、景観との調和をはかる。

補助基準（四間道地区）の概要

	補 助 対 象	補助率	限度額
伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費。なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10 以内	500 万円
	b. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10 以内	100 万円
	c. 建造物の保存のために、特に必要な防災設備の設置に要する経費。ただし、消火器類は除く。	5/10 以内	30 万円
伝統的建造物以外の建造物等	新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変更で、修景基準により外観を修景するのに要する経費	6/10 以内	300 万円
修景上必要な生垣・植栽等に要する経費		5/10 以内	100 万円

※上記の各項目において、建造物等の補助対象部分は、その外観とし、原則として道路から見える部分とする。

届出・補助金について

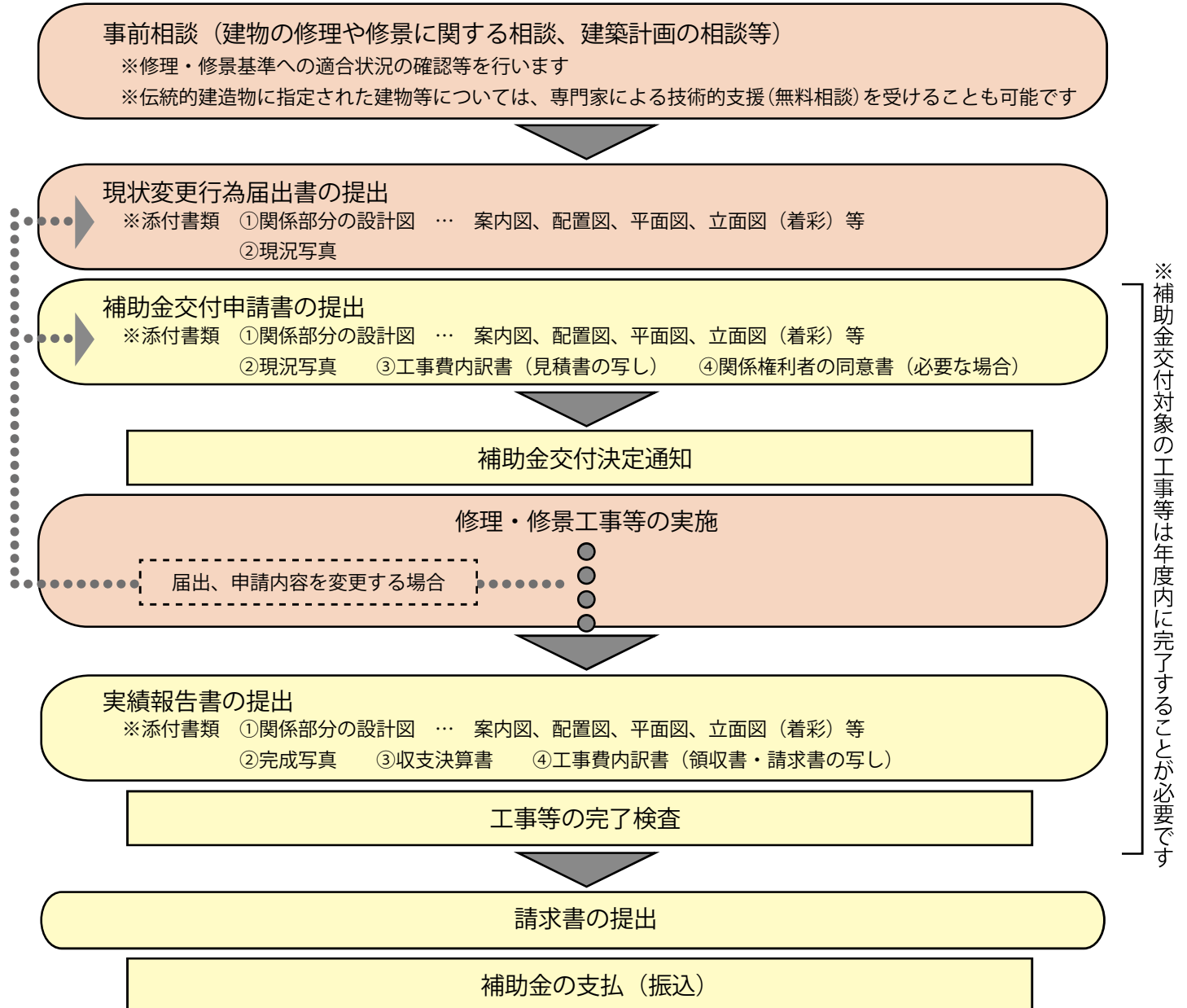
◆ 届出の対象となる行為

町並み保存地区内において下記の現状変更行為を行う際は、事前に名古屋市に届出を行ってください。

- (1) 建築物その他工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物その他工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 宅地の造成、その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

◆ 手続きの流れ

■ … 補助金の交付を受けない場合 ⇒ 届出のみ
■ + ■ … 補助金の交付を受ける場合 ⇒ 届出 + 補助金交付申請



※補助金については、年度毎に予算の範囲内での対応となります。予算確保の手続きに時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。(工事実施年度の前々年度中にご相談ください)
※補助金交付申請者と補助金振込先は同一名義となるようにしてください。

問い合わせ先

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室 Tel : 052-972-2779
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎5階)
Fax : 052-972-4128 E-mail : a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
町並み保存地区の詳しい内容や届出・申請様式については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。